

松村文人の労使関係研究

平 地 一 郎

松村文人に初めて会ったのは、1978年であった。その年の4月、ともに東大文科Ⅱ類から経済学部に進学し、労働問題研究の兵藤釗先生の演習（ゼミ）で知り合った。松村は、一時期埼玉大学に在籍していたが東大を受け直していたし、私の方は駒場（教養）で足踏みしていたので、偶然にも同じ年齢であった。その年に入った兵藤ゼミ生は3人で、ほどなく親しくなった。

当時の思い出を、以前出版した私自身の本のあとがきの中で、つぎのように書いている。

「争議中の労働組合に行って話を聞いたり、そういう方々を招いて組合の自主生産をテーマにした大学祭の企画をしたりと、演習の友人たちと駆けずり回っていることの方が多かったと思う。週1回ではあるが飲み会まで延々と続く演習で、兵藤先生は、大学の外で迷走する糸の切れた凧のような私たちを繋留してくれた。また年に2回の、場合によっては二泊三日の合宿でも議論は尽きなかった。労働問題研究を一生の仕事にしようと思うようになったのは、兵藤ゼミでの3年間であった」¹⁾。

「私たち」とは、松村文人、勝野健治（元神奈川県議会議員）そして私である。

その3人は、本当に大学の外を疾風していた。秋の大学祭では、自主生産を行っていたペトリカメラの労働組合と全金墨田機械を招いて講演会を開いた。その企画のために様々な労働組合に行って、話を聞いた。つぎの年であったか、日本女子大学の喜安朗先生の研究室を訪ねに行ったこともあるように思う。喜安朗先生はフランス労働研究の専門家である。私自身は外国研究にはあまり興味がなかったから、おそらく、この研究室訪問は松村文人が企画したのだろう。私の印象に残っているのは、飲むワインの種類（赤か白か）でフランスの労働運動の性格が違うというようなことくらいだった。しかし松村は違った。強い印象を受けたようだった。もしかしたら、フランスの労働問題研究を既に志していたのかもしれない。ただ、彼自身の本のあとがきの中では、大学院の志願論文の執筆中（1980年秋から81年初頭）にあっても、「フランス労使関係を大学院に入ってからのテーマとするかどうかを必ずしも決めていたわけでは

1) 平地一郎『労働過程の構造分析—鉄鋼業の管理・労働・賃金』2004年、御茶の水書房、227頁。

なかった……フランスに対して格別強い思い入れがあったというわけではない²⁾と書いている。しかし、当時、フランスの労働運動に興味を持っていたことは確かであったと思う。

いずれにしても、兵藤ゼミで労働問題研究を一生の仕事にしようと思ったのは私だけではなく、松村文人もまたそうだったのである。松村文人は東京大学大学院へ、そして私は東北大学大学院へとそれぞれ勉学する所は違っていったが、その後も同じ労働問題を研究する者として、語り合ってきた。

松村文人の労使関係研究の意味を、彼の人となりや考え方—感性と言っていいかもしれない—を身近に知っている者の一人として、そうした観点から論じたいと思う。

I 政治と労使関係

松村文人の労使関係研究にとって政治は欠かせない。それはダンロップ流の制度学派的な政労使関係という意味ではない。もう少し熱い思いがあると行ってよい。

私たちが、言わば青春時代を過ごした1970年代は、大学の中では政治的熱は冷め始めていたが、その外側では一国内外で一、むしろ熱くなっていた。ヨーロッパでは、続々と労働者党政権が誕生していた。1970年代後半には、イギリスやドイツなどで左派政権が生まれていた。たしかに、日本ではその勢いは強いとは言えなかった。しかし、1970年代前半の国民春闘あるいは反独占春闘と呼ばれる労働運動の昂揚を背景にして、1974年には、社会党は護憲・民主・中立を基礎とする国民統一政府の構想を発表していたように、ある人々には一定の期待をもって欧州諸国と同じような政治的状况として映ってはいたのである。

だから、大学の外で「糸の切れた凧」状態の私たちは、その熱さに感動を覚えながら漂っていた。お互いの家（松村の下宿は上板橋にあり、一度引っ越しているが、同じ上板橋だった）を行き来しては泊まり込み、その熱さの意味を語り合った。働く者が主人公となる政治が必要だという点では一緒だったが、オールドな社会主義論に固執する私とは違って、松村文人は、自主管理社会主義からユーロ・コミュニズムまで新しい社会主義にも強い関心を寄せた。そういうことにこだわらない勝野は、天真爛漫な実践派であった。お互いの違いを認め合う関係が私たちの絆を強くもした。

1981年春に松村が東京大学大学院経済学研究科に進学した際の志願論文は、「フランス1936年5月～6月の労使抗争」であった³⁾。後述するように、兵藤釗氏の「労資関係の複合的枠組」をフランスについて検証しようとしたものであるが、フランスのブルム人民戦線に焦点が当てられている。当時、人民戦線の話は松村との会話で頻繁に出てきたから、少なくともブルム人民内閣の政治について多く触れていただろうと思う。松村文人の労使関係研究は、政治の研究

2) 松村文人『現代フランスの労使関係』2000年、ミネルヴァ書房、234～235頁。

3) 同上『現代フランスの労使関係』の「あとがき」。

から始まったと言ってもよい。

フランスの政治史において、ミッテラン左翼政権の誕生の意義は大きい。上で見たとおり、ヨーロッパ各国では、既に1970年代には労働者党政権が誕生していたが、フランスは遅れていた。遅れているばかりでなく、戦後、フランスでは左翼政党が政権を取ったことがなかった。しかし、1981年5月にフランス社会党・共産党によって、ミッテラン政権ができると、状況は一変した。その後のフランス政治は、むしろ保守政権が例外的となっていったのである。

そして、そういう左翼政権の誕生という歴史的な政治状況の中で、松村文人の研究者としての第一歩は踏み出されていった。

II 労資関係の複合的枠組み

大学の外を漂っていたとはいえ、私たちは、興味のある講義には真面目に出席していた。居眠りしている学生よりも、むしろ熱心であったとさえいえる。大内力先生の経済学方法論、伊藤誠先生の恐慌論、山本潔先生の戦後労働運動史そして兵藤釗先生の労働経済学（社会政策）が私のほぼ出席した科目であったが、そのうち松村と私は、経済学方法論と労働経済学を隣りあって聴くことが多かった。当時の講義なので、現在のように丁寧な板書がなされたことはなく、したがって、各自ノートをとるのだが、彼のノートは几帳面であった。同じ講義を聴いているのに、こんなに違うのかと思うほどだった。試験の時は、大いに参考になった。松村文人は、人の話に耳を傾け、その内容を正確に理解する能力に長けていた。

兵藤ゼミでもそうだった。兵藤釗先生から学んだことは多い。松村文人の労使関係研究を見ていると、兵藤先生の影響が強いことが分かるのである。それは、労資関係の複合的枠組みという議論である。

私的な会話などでは別として、兵藤釗先生は実証研究を旨として、抽象的な議論はあまりされない。しかし、『現代労働問題—労資関係の歴史的動態と構造—』（戸塚秀夫・徳永重良編、1977年、有斐閣）に収められた「現代資本主義の労資関係—いわゆる国家独占資本主義論についての覚書き—」では、その題が示すように、かなり大がかりな論を展開されている。

今日では、現代資本主義を「国家独占資本主義」という表現で論じることは少ない（皆無であると言ってもよい）が、当時は、当然のこととされていた。もともと、国家独占資本主義は、第1次大戦中、レーニンがしばしば用いていた言葉である。総力戦の最中であって、国家統制が強まっていた資本主義を特徴付けたものであろう。戦後の日本では、1960年代から70年代にかけて、国家独占資本主義とは何かを巡って盛んに議論された。その中で、最も論理的で説得的だったのが、大内力氏による国家独占資本主義論であったと思う⁴⁾。

4) 大内力『国家独占資本主義』1970年、東京大学出版会。その後、『国家独占資本主義・破綻の構造』1983年、御茶の水書房。

兵藤釗氏の前掲論文の内容は、その大内力説に対する評価と批判である。

当時、多くの論者に共通に了解されていたことは、国家独占資本主義が、資本主義の体制的危機に対応する帝国主義のあり方であるという点である。その中で大内説は、危機の出発を1929年の世界大恐慌に置いた。というのは、それ以前のロシア革命はたしかに危機の条件は作りだしたけれども、それはあくまでも外部の条件であって、資本主義国内の階級対立という内部の条件があってはじめて、その対応が具体化するからである。独占段階の恐慌は、過剰資本の処理に手間取り、広く・深くかつ長い。恐慌—不況からの資本主義の自動回復力を待っている間は、その間に階級対立が革命へと転化しかねない。そうした体制的危機に対応するには、政府による経済の安定化を図らなければならない。そうした観点から、大内説は、国家独占資本主義の始点を世界大恐慌に求め、金本位制から離脱した管理通貨制度の下でのフィスカル・ポリシー（財政・金融政策）に特徴を見たのであった。

兵藤釗氏も、そうした国家独占資本主義の経済政策の特徴を否定されない。ただ、体制的危機が恐慌のみにあるとはしないのである。じっさい、歴史的事実として、第1次大戦後の「戦後危機」は、各国（とりわけヨーロッパ各国）で階級対立の激化と革命的な雰囲気醸成を醸し出していた。

管理通貨制度の下での財政・金融政策という大内力説に近い立場からではあるものの、ワイマール期のドイツを「早生的」国家独占資本主義として捉え、危機の始点を第1次大戦に求めたのが、加藤栄一氏である。加藤氏は、その対応策を「労働者の同権化」に見る。加藤氏の言う同権化の内実は、労働基本権の承認とりわけ労働組合の法認であり、その下での賃金の「下方硬直」化である⁵⁾。

このように国家独占資本主義における労資関係の枠組みに着目した加藤説を、兵藤釗氏は、高く評価した上で、疑問を呈している。

世界史的に見れば、1870年代以降のイギリスにおいて労働者の団結権が認められるようになっていくので、第1次大戦後のドイツ・ワイマール期の協約体制は、そうした流れの中での再版にすぎない。ワイマール体制の労資関係を特徴付けるのは、労働組合の団結権・協約権を認めるとともに、経営評議会の設置を行った点にある。すなわち「ワイマール体制における「労働基本権の承認」について語るとすれば、それは、むしろ、労働組合と労使協議機関との複合的な枠組の構築を内容とするものとしなければならない⁶⁾」と、兵藤釗氏は述べている。

国家独占資本主義をめぐる論争は、さまざまなテーマを抱えているが、今ここで見ようとしているのは、労資関係の枠組との関係である。国家独占資本主義が、体制的危機に対する資本

5) 加藤栄一『ワイマール体制の経済構造』1973年、東京大学出版会。「現代資本主義の歴史的位置」『経済セミナー』1974年2月号。

6) 兵藤釗「現代資本主義の労資関係—いわゆる国家独占資本主義論についての覚書き—」（戸塚秀夫・徳永重良編『現代労働問題—労資関係の歴史的動態と構造—』、1977年、有斐閣、所収）、27頁。

主義のあり方であるとすれば、その対応は資本による労働に対する譲歩を含むはずである。そして、労資関係において資本が譲歩することによって、資本主義体制を維持し、結局は、搾取・被搾取の関係をさらに強める—そうした譲歩と強化の関係が資本主義に埋め込まれたのが国家独占資本主義であるという理解は、論者に共通していたと私は思う。そこで、その譲歩の内容が問題となるのだが、兵藤釗氏は、それを「労働組合と労使協議機関との複合的な枠組の構築」に見たのであった。

さて、私たちは兵藤釗先生の下でまなんだ。その中で、先生の議論を研究の導きの糸として追究していった一人が、松村文人であったと言ってよい。先に少し触れたように、大学院志願論文そのものが、「複合的枠組の概念が、フランスにも適合するのかどうかを、団体交渉・従業員代表制度のきっかけとなった1936年5月～6月のゼネストと人民戦線政府による制度化のプロセスをたどりながら、検証しようとしたものであった」⁷⁾。その志願論文からほどなくして、ミッテラン政権が誕生するとともに、企業内の組合活動を認め、年次交渉を義務化するオール法が制定された。フランスの労資関係が大きく転換しようとしていた時期であった。団体交渉と労使協議との複合的枠組の研究は、松村文人の一生の仕事となった。

ちなみに、オール労働改革に対して、松村文人は、当初は、かなり肯定的な評価を与えたが、1990年代以降になると、一定の距離を置くようになったと変化を批評することもできる。しかし、私はそうは思わない。というのは、複合的枠組自体が、最初から二面性を持つからであり、松村文人も、そう見ていたに違いないと思うからである。それが、国家独占資本主義論争の基本的視点にはかならないからである。松村文人は、フランスについて、労資関係の複合的枠組とその変化の有り様を、丹念に追いつけた研究者であった。

Ⅲ 現代のフランス労使関係の展開

大学を卒業してからは、年に数回というような合方をしていたが、1990年代には、私たちはそう頻繁に会ってはいなかった。ただ、兵藤釗先生の還暦であったか、私たちの学年の前後の卒業生も集まって、ささやかなお祝いをしたときに、痛飲し結局3人で新宿のカプセルホテルに泊まらざるを得ない羽目になったことはあった。松村文人は、この時期、頻繁にフランスに調査と研究で行っていたようだった。彼自身の書いたものによれば、3回ほど長期研修で行っている。とくに90年代は、1995年5月～96年3月、97年5月～98年2月と、多くて長い。また、その長期研修の合間に、何度か（92年春、96年春と夏）現地調査のため足を運んだらしい⁸⁾。私の方も、1996年9月から翌年9月にかけて労働過程論争の勉強のためイギリスに長

7) 前掲松村文人『現代フランスの労使関係』の「あとがき」。

8) 同上書『現代フランスの労使関係—雇用・賃金と企業交渉—』の「注」や「あとがき」で触れられている（60頁、173頁、182頁、233頁など）。

期研修に出ている。その後もそうした研究をまとめようとしていた頃だった。ともに自分の調査・研究に忙殺されて、研究上の意見交換を行うことは少なかったように思う。1990年代後半はほとんど会っていなかったかもしれない。

『現代フランスの労使関係—雇用・賃金と企業交渉—』（ミネルヴァ書房）が出版されたのは、2000年である。この本で、松村文人は沖永賞（労働関係図書賞）を受賞した。

本書は、「1980～90年代フランス大企業の雇用・労使関係の変化とその意味を明らかにしようとするもの」⁹⁾だった。その課題が、3つ挙げられている。第1は「近年のフランスにおける企業内労使関係の安定化をどう見るのか、そして、この安定化が企業内労使関係の構造変化によるものなのかどうかを検討すること」（1頁）である。第2は「フランス企業の雇用・賃金管理が、1980～90年代の経営再建と生産システムの変化を通じて、いかなる転換を遂げたのか、また、その過程で労働組合がいかなる対応をとったのかを明らかにすること」（6頁）である。そして、第3は「ここ20年間のフランス労働組合の著しい後退や組合組織率の急激な低下の原因をどう見るのか、そして、将来的な組織の再生を展望することは果たして可能なのか否かを検討すること」（9頁）である。

見られるように、労働組合と企業内の従業員代表制（企業委員会）に焦点が当てられている。フランスについては産業別の労働組合あるいはナショナルセンターの研究はあるが、本書のように、企業内労使関係（企業委員会）まで踏み込んで調査した研究は少ない。本書の意義は、何よりもその点にある。そして、そうした企業内労使関係が産別労働組合との関係で詳細に明らかにされているのも、本書の特徴の一つである。

企業委員会そのものは戦後から存在する。しかし、1968年の「5月革命」を背景に制定された協約法が、企業内での労働組合の活動を認めたことによって、企業交渉は盛り上がりを見せ、さらに、オール労働改革が初めて年次交渉を義務づけたことで、従業員代表制である企業委員会はその存在意義を高めた。もとより、企業内交渉の定期化は、必ずしも企業協定の義務化を意味してはいなかったが、その方向へと向かった。

その際、松村文人は、1980年代以降に拡大した企業委員会の活動と企業協定の増加とは対照的に、産業別労働組合の著しい機能の低下を懸念している。第3の「(労働組合)組織の再生を展望することは果たして可能なのか」という課題にそれがよく現れている。おそらく、可能であるというのが松村文人の楽観的展望であったろう¹⁰⁾。ただし、本書ではそのようには表

9) 同上書、1頁。以下、引用は同じ。頁のみ記す。

10) 本書の出版の前年に、松村文人は共著（畑隆・細井雅夫）で、『よみがえる欧州労働運動』（1999年、労大新書）を出している。そこでは、欧州全体及びイギリス・ドイツ・フランス・スウェーデンの労働運動が取り上げられているが、担当したフランスについて、松村文人は「今後36年や68年ほど急激ではないにせよ、組合員が増加し労組の構造的な危機の克服に向けて状況が展開する可能性は十分にあると思われる」（172頁）と結論づけている。そのことから、再生への期待を大いに持っていたと言うことができよう。

現されていない。その課題に対する結論として、1990年代半ばにおけるCGT（フランス労働総同盟）金属労連やCFDT（フランス民主労働同盟）の組合員が増加しつつあると指摘しながらも、「組合員の増加がこれからも続き、組織率の上昇が起こるのか否か、さらに組織の拡大が起こるとすれば、フランス労働運動のいかなる形態の再生に結び付くのか、今後の重要な検討課題と考えられる」（180頁）ときわめて慎重である。松村文人らしくあくまでも冷静である。

企業内労使関係と労働組合との関係について、終章（まとめと展望）の中で、CGTの交渉政策の問題を取り上げている。もともと、オール労働改革は、企業内交渉を重視するCFDTの要求を背景にしていた。それに対して、CGTは、伝統的に「異議申し立て」型の運動スタイルをとり、協約や企業内協定には消極的あるいは否定的であった。しかし、松村文人が明らかにしているような企業委員会や企業内協定の拡大は、労働組合の従来の交渉政策の転換をもたらさずにはおかない。労働組合の再生が展望できるかどうかは、そうした状況と無関係ではないのである。

さて本書『現代フランスの労使関係—雇用・賃金と企業交渉—』が松村文人らしく冷静な研究であることは、誰もが認めるところであるが、私は、同時に、フランスの労働運動に対する彼の熱い思いに支えられているとも感じるのである。

本書は、主として1990年代後半に書かれた彼の論文に拠っている¹¹⁾。その中で、フランスにおける労働研究動向を紹介する章で1995年争議を取り上げている。すなわち、1980年代には労働組合の争議件数が激減したことによって、労働争議の研究も著しく衰えた。しかし、1995年には、もちろん70年代ほどではないにしても、争議のレベル（労働損失日数）が急上昇した。「80年代90年代の争議の減少傾向に一つの区切りをつけ、その後の労働運動に与えた影響も大きいことから、フランスでの見方に従って、68年5月革命以来の事件と考えてさしつかえないのではないか」（173頁）と松村文人は述べている。これによって、衰退していた労働研究も争議に目を向け始めたという。95年争議は、松村文人の研修期間（95年5月～96年3月）に起こっている。その際、彼は、わざわざ「争議ノート」まで作成している。

今ひとつ、彼の研修期間中（97年5月～98年2月）にあった出来事は、1997年6月のジョスパン左翼連立内閣（社会、共産、緑の党、市民の運動）の成立である。ジョスパン内閣は、雇用を最優先の課題に据え、公共部門での若者の雇用拡大や労働時間の短縮（38時間から35時間へ）などの立法化を進めた¹²⁾。この年の直前の5月には、イギリスにおいて長期の保守党政権が倒れ、トニー・ブレアの労働党政権が誕生している。研修期間中の私も政権交代を目にしたが、強く印象に残っている。ブレアのニューレーバー路線に批判的であった私でさえ、政

11) フランスの労働研究の動向を扱った第4章を除いて、1998年から1999年にかけてである。前掲松村文人『現代フランスの労使関係』233～234頁。

12) 松村文人「フランスの労働運動」（前掲書『よみがえる欧州労働運動』）、172頁。

治が変化する時の社会的雰囲気を感じずにはいられなかった。まして、松村文人には、ジョスパン内閣への転換はそれ以上であったろう。その政権交代は、1995年に引き続く労働争議を背景にしていたので、フランスの伝統的労働運動も捨てがたいと思っても不思議ではない。

先に紹介した終章（まとめと展望）の中で、伝統的運動スタイルを否定せず「自然発生的な争議やそこへの動員という運動スタイルの意義は低下しない」¹³⁾と補足しているのも、松村文人の冷静さもさることながら、1990年代半ばの言わば政治変動が影響しているように私には思える¹⁴⁾。

IV 日本の産業別組合の研究

松村文人が『現代フランスの労使関係』を出版した後の2000年代には、私たちの会う回数も増えた。2001年夏には研究会で、松村文人がフランスの最賃制度、私が日本の最賃制度について報告し、議論したことがある。研究会（現代社会問題研究会）で、最賃制度が取り上げられたのは、非正規雇用の拡大など、労働者間の賃金格差が広がる中で、働く者の連帯のあり方が問われるようになっていたからである。また2002年夏には、同じ研究会は、ワークシェアリングを取り上げ、松村文人は「全国民が連帯するワークシェアリング」と題してフランスの報告を行っている。その時の司会は私であった。研究会の趣旨は、失業問題（反失業闘争）と労働組合との連帯を問うものであった。

いずれの問題も、20世紀末以降、日本の企業別組合の外側で進行する事態を、どのように労働組合自身の課題とするかというテーマにはほかならない。当時、松村文人と私は、日本の労使関係の現状と課題についてかなり似通った問題意識を持つようになっていたように思う。一言で言えば、労働者の連帯組織としての労働組合の追求である。それは、当然、ナショナルセンター連合の外部評価委員が「最終報告」を出して、社会的労働運動が課題として意識され始めた時期に重なる。

おそらく、松村文人が、日本の産業別労働組合の研究を企画し始めたのは、2000年代後半から末あたりだろうと思う。研究を一緒にしないかと声をかけてくれた。私にも大変魅力的な

13) 前掲松村文人『現代フランスの労使関係』232頁。松村文人の冷静さは、つぎの文章に表れている。「企業内での組合の権利は承認されているとはいえ、依然として経営者による従業員代表（組合活動家）の解雇がひんぱんに起こるような企業内労使関係を考慮すると、労働組合との対話に前向きでない経営者に対しては、対話を開始させる必要がある場合には、伝統的な争議も引き続き有効と受け止められるのではないかと思われる」（232頁）。

14) なお、『現代フランスの労使関係』以降も、フランスの労使関係を松村文人は丹念に追いつけている。例えば、松村文人「フランスの労働組合と団体交渉・社会保障」（新川敏光・篠田徹編著『労働と福祉国家の可能性—労働運動再生の可能性—』2009年、ミネルヴァ書房）。総じて、2000年代は、保守政権の下で、団体交渉制度の見直しが進みつつある。

研究テーマであったが、国立大学の法人化以降、副学部長—学部長として学内業務への従事が多くなっていったこともあって、断らざるを得なかった。

2013年に松村文人編著『企業の枠を超えた賃金交渉—日本の産業レベル労使関係—』（旬報社）が出た。今日、題が言う「企業の枠を超えた賃金交渉」は存在しないので、本書は、1970年代までに行われた産業レベル賃金交渉の歴史研究である。丁寧な言い方をする松村文人には珍しく、本書での表現は痛烈である。日本の労働組合は、「排他性・閉鎖性」を特徴とする。「企業内の正社員のみにも適用を限定する企業内（別）交渉が主流」である。「これは民間に限らず公務公共部門の自治体を基盤とする組合でも共通している」。「自らの力で産業を超える経済社会全体の問題の解決に取り組むことは不可能である。そのため、わが国全体の賃金の改善、企業横断的な職業訓練・技能資格制度の導入などの問題だけでなく、賃金の規模間・雇用形態間格差の解消、均等待遇（同一労働同一賃金）の導入など、産業別協約や立法によらなければ解決できない社会労働政策の重要課題が放置されたままで、解決が進まない状況にある」と手厳しい¹⁵⁾。

現状がそうであっても、日本には確かに産業レベル交渉を目指した労働組合が存在した。本書は、その発展、後退、終了の歴史的過程を明らかにしようとする。そして、本来の狙いは、「産業別組合化論に関わる分析は、日本の労働組合が特定企業の正社員のみを守る組織から、所属企業や雇用形態に囚われずに労働者を組合員化し、産業全体の問題解決に取り組む組織へ転換する可能性を展望する上で行っておくべき作業」（14頁）だとするのである。

松村文人には、こうした楽観論と希望がいつもあった。本書は冒頭に私鉄総連を対象とする松村文人の論文が置かれている。1980年春、私たちは、京成電鉄のストライキのなかにいた。組合の好意で職場集会などに参加させてもらった。本書の分析によれば、当時は中労委の勧告でスト中止に追い込まれる1981年春闘の前年あたり、大手の集団交渉が行き詰まりを見せ始めているころであるが、私鉄労働者の熱気は十分に感じられた。本書の冒頭に私鉄総連が置かれているのは偶然かもしれない。しかし、私には違和感がない。私たちは、たしかに、そこに労働運動の希望を見たのであった。

本書を読み直してみても気付いたが、あとがきで、「体調不良」であることが記されている。それを知らず、2015年3月に私は、松村文人に、お互いもう還暦だから私たちの労使関係研究をまとめる仕事をしないかとメールを送っていた。名古屋に行って会いたいともメールしていた。残念でならない。2015年10月には、松村文人がペンネーム（松谷信）で執筆していた論文をまとめた『ミッテラン期のフランス—政治・社会・労働の分析—』を、ご子息の松村健人氏が出版した。松村文人自身が出版を強く希望していたようである。私は松谷信論文をほとんど読んでいる。真摯な労使関係研究者・松村文人らしさが溢れている本である。

15) 松村文人編著『企業の枠を超えた賃金交渉—日本の産業レベル労使関係—』2013年、旬報社、11～12頁。
以下引用する場合は頁数のみ記す。